

子どもの家利用保護者の皆様へ

春日井市青少年子ども部子ども政策課長

子どもの家の利用自粛期間における利用料の取扱いについて（通知）

日頃は、子どもの家の運営にご理解、ご協力をいただくとともに、保護者様におかれましては、国及び愛知県からの緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、子どもの家の利用自粛にご協力いただきありがとうございます。

子どもの家の利用自粛期間における利用料につきましては、これまでにご案内しておりますとおり利用日数に応じた負担とし、対象期間及びご負担額等は次のとおりとさせていただきます。

今後も児童の安心・安全に最大限配慮し、保育を実施してまいりますので、引き続きご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 対象期間

令和 2 年 4 月 9 日（木）から 5 月 31 日（日）まで

※ 利用自粛期間を延長する場合は、延長後の期間までとします。

※ 利用自粛期間前の 4 月 1 日（水）から 4 月 8 日（水）までは、利用がない場合でも、費用のご負担をお願いします。（7 開所日分）

2 利用料等の負担額

(1) 利用料の計算方法

（利用料月額 ÷ 利用月の開所日数） × 利用日数

① 利用料月額は各利用者の利用区分に応じた額とします。

② 利用日数は次のとおりとします。

- ・ 4 月分 … 利用自粛期間前の 7 日分と利用自粛後に利用した日数の合計
- ・ 5 月分 … 利用した日数

③ 計算後の額に 1 円未満の額がある場合は切り捨てをします。

(2) おやつ代等の費用

- ・おやつ代、指導用教材費についても、利用料と同様に利用日数に応じた額とします。
- ・傷害保険料については、利用日数に応じた額とすることができないため、金額等は指定管理者にお問い合わせください。

3 利用辞退届を提出された場合

5月30日（土）（利用自粛期間の子どもの家最終開所日）までに利用を取りやめし、同日までに利用辞退届を提出された場合は、利用期間を次の日までとし、利用料を計算します。

(1) 4月7日（火）以降の利用がない場合は、4月6日（月）

(2) 4月7日（火）以降に利用がある場合は、最後の利用日

※ (2)の場合においても、4月9日（木）以降の利用料については、利用日数に応じた利用料とします。

なお、利用辞退届を提出され、小学校の臨時休業の終了後に再度子どもの家の利用を希望する場合は、あらためて利用手続きが必要となります。

4 その他

利用料の引き落とし等の詳細につきましては、指定管理者へお問い合わせください。

5 問い合わせ先

【子どもの家について】

西部、牛山、玉川子どもの家 学童保育所イルカクラブ 電話 34 - 8457

その他の子どもの家

春日井市社会福祉協議会総務課 子どもの家担当 電話 84 - 3241

春日井市子ども政策課 次世代育成支援担当 電話 85 - 6206